

クマ緊急対策会議

日時 令和7年10月31日（金）

午前9時45分～

場所 502会議室

次 第

1 開 会

2 協 議

(1) クマの出没状況と対策について

(2) 各部局の対応状況等について

- ①農林水産部における対応について
- ②県土整備部所管施設での対応について
- ③教育機関における対応について
- ④企業局所管施設での対応について

(3) その他

3 閉 会

クマ緊急対策会議出席者名簿

出席者		代理出席者
知事	吉村 美栄子	
副知事	高橋 徹	
副知事	折原 英人	
教育長	須貝 英彦	
企業管理者	松澤 勝志	
病院事業管理者	阿彦 忠之	代理：県立病院課長 大江敏宏
警察本部長	水庭誠一郎	代理：生活安全部長 本間義和
総務部長	小中 章雄	
みらい企画創造部長	會田 淳士	
防災くらし安心部長	庄司 雅人	
環境エネルギー部長	沖本 佳祐	
しあわせ子育て応援部長	齋藤 恵美子	
健康福祉部長	酒井 雅彦	代理：次長 菅原正春
産業労働部長	奥山 敦	
観光文化スポーツ部長	黒田 あゆ美	
農林水産部長	高橋 和博	代理：次長 小泉 篤
県土整備部長	永尾 慎一郎	
会計管理者	柴崎 渉	代理：会計課長 村上裕樹
村山総合支庁長	岡崎 正彦	
最上総合支庁長	齋藤 千賀子	
置賜総合支庁長	佐藤 佳子	
庄内総合支庁長	荒木 泰子	
東京事務所長	古瀬 隆志	

クマ出没の状況と対策について

1 県内におけるクマ目撃件数等

【クマの目撃件数等の比較】

※令和7年は10/26現在の数値

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
目 撃 件 数 (件)	10月単月	261	16	11	139	5	578
	うち市街地	100	4	3	52	0	43
	1～10月累計	690	282	369	668	318	1,906
	うち市街地	223	61	108	155	78	186
	1～12月累計	795	291	376	765	348	
	うち市街地	253	63	111	183	90	
人身被害件数							
1～12月累計		5	0	2	5	3	9

【クマによる人身被害の場面別発生件数】

- 1 キノコ採り中：37件（約30%）
- 2 山菜取り中：24件（約20%）
- 3 農作業中：11件（約9%）

※昭和52年～令和7年（10/30現在）の
人身被害件数合計：124件

【クマの捕獲数の比較】

※令和7年度は9月末現在の速報値

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
捕 獲 頭 数 (頭)	9月単月	102	21	40	155	15	178
	4～9月累計	366	231	303	431	234	585
	4～3月累計	683	276	324	800	249	

2 被害防止のための主な取組み状況

（1）ツキノワグマ出没注意報・警報の発令

- 注意報：5月8日～7月2日
- 警報：7月3日～11月30日

※当初8月31日までの発令を9月30日まで延長し、さらに11月30日まで再延長)
(参考)

注意報発令基準：直近1週間の市街地での目撃件数5回以上 など

警報発令基準：直近1週間の市街地での目撃件数10回以上 など

（2）県民に対する注意喚起

- 市町村、報道機関に対する注意喚起要請（4月、注意報、警報発令・延長時）
- 県政広報媒体を通じた注意喚起（4月～11月）
 - ・ラジオ放送（YBC、FM山形）
 - ・テレビ放送（やまがたサンデー5）
 - ・県庁だより
 - ・ホームページに目撃件数や場所、遭遇時の対応等を掲載

- Facebook、X等のSNS

○注意喚起チラシを市町村、観光協会等に配布（4月、9月）

《クマ出没警報再延長に伴う強化策 10月～》

○場面別注意喚起チラシ（①登下校中、②農作業中、③行楽・キノコ採り）の作成、配布（別添）

○各総合支庁における広報車による巡回・呼びかけの実施

（3）県関係部局、市町村、関係機関との連携対応

○第1回総合クマ対策推進チーム会議【県関係部局との連携】（4/25）

○総合支庁におけるクマ対策連絡会議【市町村、関係機関との連携】（5月）

- ・関係機関におけるクマ対策施策の共有と市街地に出没した際の対応確認など

○第2回総合クマ対策推進チーム会議【県関係部局との連携】（9/18）

○クマ緊急対策会議【県関係部局との連携】（10/31）

（4）人とクマの棲み分け施策

○不要果樹の伐採に対する支援

- ・自治会等が、クマを誘引する不要果樹を伐採する際の経費補助
- ・補助率：県1/3（上限1万円）、市町村1/3、自治会等1/3

○藪の刈払い等（鳥獣緩衝帯整備）に対する支援

- ・自治会等が、クマの通り道、潜み場となる藪の刈払い等を行う際の経費補助
- ・補助金の額：定額（上限15万円）

○地域における総合的な市街地出没対策への支援

- ・モデル地区を選定し、地域住民が主体となった総合的な市街地出没対策への支援を実施（上山市檜下地区、真室川町八敷代地区）
- ・モデル地区の事例集作成による他地域への普及。



真室川町八敷代地区での集落点検



八敷代地区周辺のクマの目撃報告

○河川の藪の刈払い

- ・県管理河川（22箇所）において、藪の刈払いを実施。（9月補正予算）【県土部連携】



馬見ヶ崎川【山形市】刈払い中



法師川【河北町】刈払い後

- ・河川国道事務所に対し、国管理河川の刈払いを要望。（各総合支庁）

（5）緊急銃獵制度への対応

○「クマが市街地に出没した際の対応指針」の改正

- ・改正鳥獣保護管理法が9月に施行となり、「緊急銃獵」制度が創設されることを受け、「緊急銃獵」を盛り込んだ形で指針を改正。

○緊急銃獵に係るオンライン説明会の実施（9/26）

- ・市町村及び警察署、各総合支庁環境課職員を対象とした県主催の緊急銃獵に係る説明会を実施。

○市町村主催の緊急銃獵に係る勉強会、訓練への講師派遣

（村山市9/16、天童市9/25、酒田市10/29）

○緊急銃獵に係る市町村への支援（9月補正予算）

- ・環境省の指定管理鳥獣対策交付金を活用し、緊急銃獵の実施に必要な経費を補助。
- ・補助率：国1/2、県1/4、市町村1/4 ※訓練の実施等については国1/2、県1/2

○「緊急銃獵タスクフォース」による支援【県警本部連携】

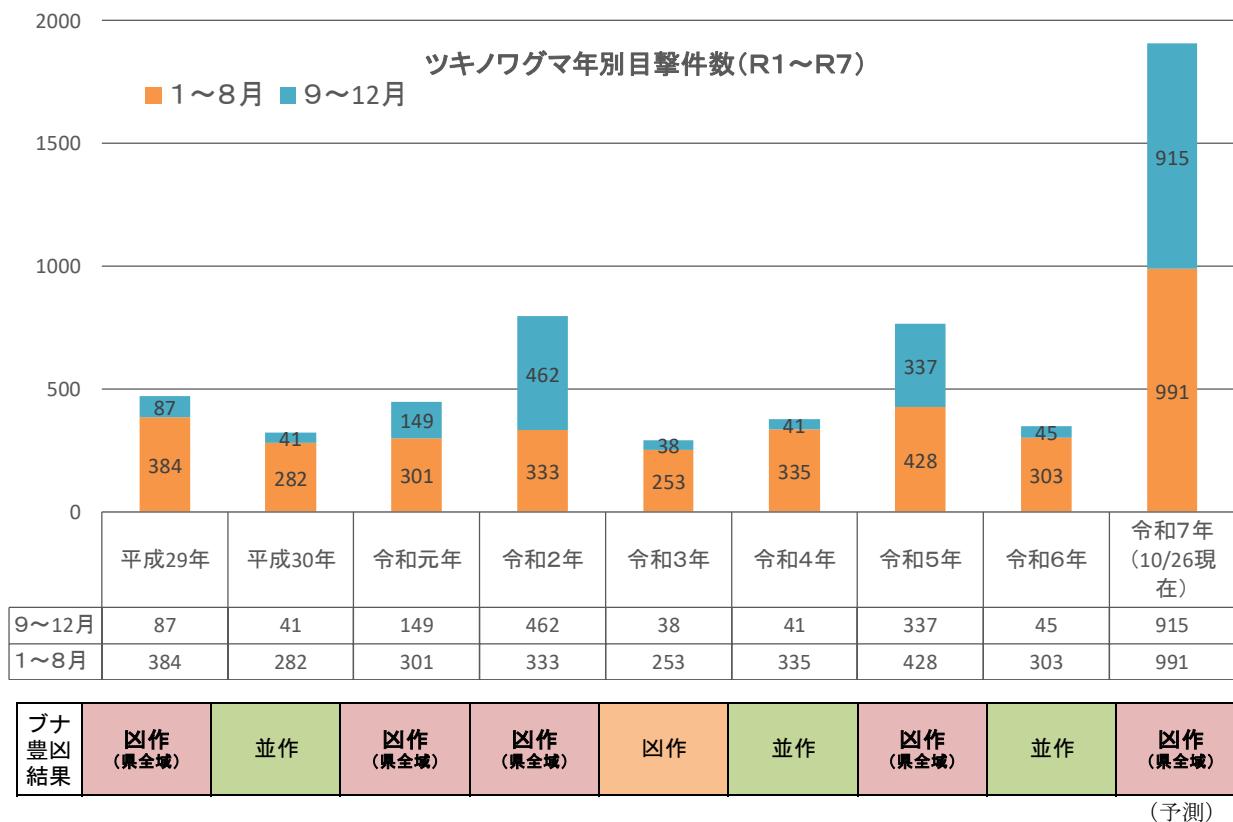
- ・市町村の課題解決や不安解消を図るため、県警察本部と連携のうえ、市町村長を訪問し、事例紹介や意見交換を実施。

（10月21日に河北町で実施済み。その他、7市町村から要望があり、順次対応予定）



河北町での緊急銃獵タスクフォース実施

ツキノワグマの目撃件数の推移等



月	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年		前年比較		
	累計		累計		累計		累計		累計		累計		累計		累計		累計		累計		
1	0		0		0		5		5		3		0		0		1		6		+1
2	2		2		0		0		3		8		3		6		0		0		+5
3	1		3		1		1		2		1		9		1		7		1		+9
4	15		18		19		20		11		13		9		18		9		14		+18
5	56		74		48		68		38		51		42		60		33		49		+111
6	108		182		85		153		93		144		96		156		71		120		+291
7	140		322		83		236		101		245		98		254		80		200		+503
8	62		384		46		282		56		301		79		333		53		253		+688
9	44		428		10		292		75		376		96		429		13		266		+1015
10	26		454		15		307		46		422		261		690		16		282		
11	14		468		12		319		26		448		91		781		7		289		
12	3		471		4		323		2		450		14		795		2		291		
計	471		323		450		795		291		376		335		765		348		1906		

※「人的被害」及び「出没(足跡等の痕跡のみの場合)」は含まない。

月	ツキノワグマ月別人身被害人数 (R7.10.26現在)												前年比較					
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	±0
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	+1
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	±0
4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	±0
5	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	2	2	1	1	0	0	1	±0
6	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	1	2	2	0	▲ 2
7	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	2	1	2	1	3	2	±0
8	1	1	0	1	0	1	1	2	0	0	2	2	4	0	3	2	5	+2
9	1	2	0	1	1	2	0	2	0	0	2	0	4	0	0	1	6	+1
10	1	3	0	1	2	4	3	5	0	0	2	1	5	0	0	0	3	
11	1	4	0	1	0	4	0	5	0	0	0	2	0	5	0	0	0	
12	0	4	0	1	0	4	0	5	0	0	0	2	0	5	0	0	0	
計	4	0	4	5	0	2	5	3	2	5	3	9						

令和7年ツキノワグマによる人身被害の発生状況

事案	月日	発生場所	内容
1	2月6日	鶴岡市少連寺	狩猟中に襲われ、負傷したもの。
2	7月18日	米沢市遠山町	散歩中、親子2頭のクマに遭遇し、親グマから襲われ、負傷したもの。
3	7月25日	川西町玉庭	自宅付近の畠で襲われ、負傷したもの。
4	8月6日	鶴岡市辻興屋	農作業中クマに襲われ、負傷したもの。
5	8月10日	戸沢村古口	徒歩で帰宅途中に襲われ、負傷したもの。
6	9月16日	酒田市下青沢	農作業中クマに襲われ、負傷したもの。
7	10月13日	飯豊町椿	農作業中クマに襲われ、負傷したもの。
8	10月19日	庄内町立谷沢	キノコ採り中に襲われ、負傷したもの。
9	10月24日	川西町尾長島	農作業中クマに襲われ、負傷したもの。

被害発生の傾向

①早朝・夜間での発生

【事案2】早朝、散歩中に被害

【事案3】夜間、自宅付近の畠で被害

【事案5】夜間、帰宅中に被害

【事案7】早朝、農作業中に被害

被害防止対策→早朝や夜間はクマに出会う可能性が高くなるので、クマの目撃情報等があったところでの、不要不急の外出を控える。

②畠付近・農作業中の発生

【事案3】自宅付近の畠で被害

【事案4】農作業中に被害

【事例6】農作業中に被害

【事例7】農作業中に被害

【事例9】農作業中に被害

被害防止対策→クマは果実やトウモロコシなど、餌と認識したものに執着する。クマに人の存在を知らせるため、複数人で作業し、作業中も常にラジオなどの音の鳴るものを携帯する。

場面別注意喚起チラシ



秋も クマに注意

注意

秋はクマが冬眠に向けて餌を求めて活発に動き回ります。このため、行楽やキノコ採りなどで人とクマが出会う機会が多くなり、思ぬ事故に遭う可能性が高まります。県内では人身被害の多くが9月～11月に発生し、特にキノコ採りに行った際の事故が多くなっています。被害に遭わないために、次のことに注意してください。

①クマから見れば、森林は自分の領分。人は侵入者です。
しんにゅうしゃ
クマに自分の存在を知らせましょう。また、複数で行動するようにしましょう。

山林や山林近くの田畠に行くときは複数で行動し、ラジオやクマ鈴、笛など音の出る物で、人の存在をクマに知らせましょう。

②子連れのクマに注意してください。

けいかい
子グマを見たら、近くに母グマがいて、警戒していると思ってください。
危険ですので、周囲に注意しながら、できるだけ早く遠ざかりましょう。

③万一、クマに出会ったら、背を向けて、クマを見ながらゆっくり後退してください。

けきたい
クマ撃退スプレーの使用も有効です。

④餌となる家の周囲の生ゴミや取り残しの果実などを放置しないでください。
ほうち

人にとってはゴミや不要な物でも、クマにとっては食べ物です。

⑤クマの目撃情報があったところでは、早朝・夜間の不要不急の外出を控えましょう。

クマの活動が活発になる早朝・夜間の外出を控え、クマとの遭遇を避けましょう。

⑥市街地周辺のやぶなどは刈り払いましょう。

かせんじき
クマは河川敷などの縁地に隠れて移動します。刈り払いでの出没を防ぎましょう。

備えは万全に



ラジオ

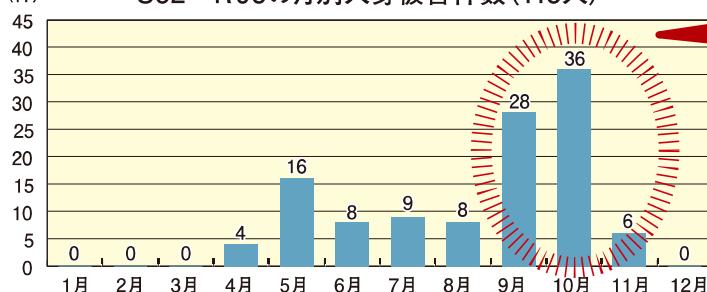
笛



クマ撃退スプレー

クマ鈴

(件) S52～R06の月別人身被害件数(115人)



クマによる人身被害の6割(70人)が
9～11月に発生しています!

被害に
遭った
主な状況

- キノコ採り 36人
- 農作業中 7人
- 木の実採り 5人
- 自宅敷地 6人



【クマに関する情報】

山形クマ

検索

山形県環境エネルギー部みどり自然課 ☎023-630-3042

令和7年秋作成

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

農林水産部におけるクマ被害への対応について

1. クマによる農作物等の被害状況

(1) 令和5、6年度の被害状況（「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」による）

	令和5年度（確定値）	令和6年度（速報値）
被害が発生した市町村	27	20
被　害　面　積（a）	6,305	3,832
被　害　量（t）	416	137
被　害　金　額（千円）	43,807	22,957
被害が生じた主な作物 (被害額の順)	①りんご ②ぶどう ③デントコーン	①ぶどう ②とうとう ③りんご

(2) 令和7年度の被害状況（「市町村担当者からの聴取」による）

	令和7年度（聴取）
被害が発生した市町村	33
被害が生じた主な作物	○果樹（とうとう、ぶどう、もも、すもも、りんご、柿、日本なし、西洋なし等） ○野菜（スイカ、とうもろこし等） ○飼料作物（デントコーン等）
農作物以外の農業被害	○畜産関係（やまがた地鶏等）3町 ○養蜂関係　　　　　　　　　　　　　8市町 ○林業関係（杉の皮剥ぎ等）3市町

2. 農作物の被害防止対策

○市町村が「鳥獣被害防止計画」に基づき実施する以下の対策について、県は鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用して支援

- ①電気柵などの設置による「被害防除対策」
- ②放任果樹の除去や緩衝帯整備などの「生息環境管理」
- ③わなを用いた「捕獲対策」



ツキノワグマによるスイカの食害(村山市)

○クマの潜み場となる農地周辺の藪の刈払いなど、住民主体による対策を「地域ぐるみで行う鳥獣被害対策支援事業」によりモデル地区を設置して支援

3. 農業現場への注意喚起

○クマの出没による人身被害や農作物被害等の防止に向けて、県から市町村に対して農業者や鳥獣被害防止対策協議会等への指導、関連情報の周知による注意喚起を依頼

農林水産部facebook 投稿

【⚠ 農業者の皆様へ：クマ出没に関する注意喚起 ⚠】

山形県農村計画課からのお知らせです。

最近、県内の農地周辺でクマの目撃情報が多数寄せられています。大切な農作物を守り、ご自身の安全を確保するため、以下の点に十分ご注意ください。

- 農作業中はラジオなどで音を出してクマに人の存在をアピールしましょう。
- 特にクマの行動が活発になる早朝、夕方に農作業を行うときは周囲に気をつけましょう。
- クマが頻繁に出没する地域では、できるだけ単独の作業は避けましょう。
- 森林などに隣接する農地では、安全確認を行いながら、クマの潜み場となる周囲の灌木などの刈り払いをしましょう。
- 農作物の収穫残さや放置された果実などがクマの誘引物とならないよう適切に処理しましょう。
- クマの侵入を防ぐため、収穫物収納庫の施錠を徹底しましょう。
- ガソリンなどの揮発性物質もクマの誘引物となるため、保管場所に注意しましょう。

皆様の安全と農作物を守るために、ご協力をお願いいたします。



県土整備部所管施設におけるクマへの対応等について

1. クマ等の出没対策

① 市街地へのクマ出没抑制に向けた緊急的な河川の藪の刈払い

クマの出没が増加する秋に向けて、クマの通り道となっている河川の藪を刈払い、市街地への出没の抑制を図る。

※環境エネルギー部みどり自然課で予算化（9月補正予算：34,000千円）

■実施箇所

- 市街地で、クマの目撃された河川の周辺など市町村とも協議を行い、みどり自然課で選定（県内19河川、22箇所　総面積 約12万m²）
- 令和7年10月22日にかけて、計画したすべての刈払いが完了している。



施工前



施工後

- その他、河川の維持管理のため予定していた刈払いの施工時期を調整し、10月10日までに完了している。（県内2河川、2箇所　総面積 約1万m²）

② 空港施設におけるクマの侵入防止措置

山形空港では6月26日、庄内空港では5月22日にそれぞれ空港施設内にクマが侵入し、山形空港では滑走路を閉鎖する事態となった。

空港の滑走路が閉鎖する事態は、空港利用者への影響が甚大であるため、再度の侵入を防ぐため以下の3つの対策を実施する。

※県土整備部空港港湾課で予算化（9月補正予算：26,487千円）

■対策① クマを近づかせないための対策

クマが身をひそめることができる空港周辺の下草の草刈り及び立木伐採

実施状況：草刈り　8月上旬までに完了（両空港）

立木伐採　10月21日までに完了（山形空港）

上記に加えて、空港周辺道路の立木伐採についても11月に実施予定（両空港）

■対策② クマの侵入を防ぐための対策

有刺鉄線の更新や、腐食が激しい立ち入り禁止柵の更新

実施状況：現在発注作業を進めている。

■対策③ クマ侵入を契機としたセキュリティ対策

侵入ルートを確知するための監視カメラを周辺フェンスに設置

実施状況：通常のセキュリティ対策も兼ね、設置位置の精査中。

2. クマ等の出没による管理施設への影響

県土整備部所管施設のうち都市公園においては、クマの出没情報を受けて施設の利用停止の措置などを講じている。

■出没・規制状況

県管理の公園のうち、現在利用規制を行っているのは以下の通り。

日付	公園名	状況と措置
10月20日	西蔵王公園	公園近傍でクマの目撃情報 公園（一部区域：公園内キャンプ場）利用を停止 (10月20日～ 利用規制継続中)

(参考：令和7年度の県管理公園内におけるクマ出没状況) ※公園近傍の出没は除く

日付	公園名	状況と措置
5月18日	蔵王みはらしの丘 ミュージアムパーク	公園内でクマの目撃情報 公園（全区域）利用を停止（5月18日～5月19日）
6月16日	弓張平公園	公園内でクマの目撃情報 公園（一部区域）利用を停止（6月16日～6月17日）
8月12日	西蔵王公園	公園内でクマの目撃情報 公園（全区域）利用を停止（8月12日～8月20日）
9月8日	最上中央公園	公園内でクマの目撃情報 公園（全区域）利用を停止（9月8日）

■取り組み状況

- 公園内や公園周辺でクマの目撃が確認された際には公園内に注意喚起のチラシや看板を設置する他、巡回の強化を行っている。
- 市町と情報共有を図り、注意喚起ののぼり旗の設置等の対応を行っている。
- 県土整備部が所管する都市公園においては、クマが出没した際の情報伝達や現地対応など基本的な対応方針をまとめたマニュアル等を基に運用しているが、昨今のクマの出没状況などを踏まえ、見直しを進めている。

教育局における対応について

I 学 校

県教委では「学校における危機管理の手引き」で基本的なクマ対策を定め、市町村や各学校に周知しているが、本年度は、これに加えて以下のとおり対応。

1 県教委による注意喚起について

(1) 注意喚起の通知

- 各県立学校及び各市町村教委に対し注意喚起(5回 5/8、7/3、8/29、10/1、10/30)
- 登山活動でのクマによる人身事故の防止について注意喚起(9/29)
- クマ出没時の大会運営について、中体連・高体連に注意喚起(10/2)
- 農業学習時のクマ対策の徹底について農業高校に注意喚起(10/2)

(2) 会議の開催

- 各市町村学校安全担当者会議において、クマ対策について情報共有(村山 10/20、最上 10/21、置賜 10/7、庄内 10/6)

2 クマ出没時の学校の対応について

(※ 令和7年度中、10月30日現在)

(1) 関係機関等との緊密な連携

- 警察等と連携し、警察等による登下校時の巡回パトロールを実施
- 保護者へ一斉メール等により情報を速やかに伝達、注意喚起

(2) 臨時休業

- 市町村立学校 累計 6市町、14校(小学校10校、中学校4校)

(3) 保護者送迎

- 市町村立学校 累計 10市町、32校(小学校23校、中学校9校)
- 県立学校 累計 4校(高校3校、特別支援学校1校)

(4) 上記のほか緊急的な対策

- 臨時のスクールバスの運行
- スクールガード等地域での見守りによる登下校の安全確保
- クマ撃退スプレー、クマよけの爆竹・花火の配備

【今年度の被害状況】 人的被害;なし、物的被害;1件(職員玄関のガラス破損)

II 少年自然の家(5か所)

- 指定管理者において、敷地内の巡回、野外活動時における爆竹等による追い払い、クマ撃退スプレーやクマ鈴の携行、クマの出没状況に応じた活動場所の変更等により安全を確保

※ クマ出没の懸念による利用者のキャンセル9件、企画事業の中止1件

以上

令和7年10月31日
総務部

私立高等学校等における対応状況

1 私立高等学校

＜出没状況＞

3件 (10/30(木)現在)

＜学校の対応＞

- ・生徒、保護者に緊急一斉メールによる注意喚起
- ・通学時の教員配置
- ・保護者への送迎依頼
- ・屋外授業、部活動の中止
- ・下校時間繰上げ(1時間)、学校と最寄りJR駅間の臨時バス運行

＜県の対応＞

文部科学省から各都道府県あての事務連絡(10/30付け)「クマの出没に対する学校及び登下校の安全確保について」を、同日、各私立高校に通知し、注意喚起を図った。

2 県立米沢栄養大学・米沢女子短期大学

＜出没状況＞

3件 (10/30(木)現在)

＜大学の対応＞

学生向けWeb掲示板により注意喚起

以上

令和7年10月31日
企 業 局

企業局における対応について

1 企業局施設への出没状況

- ・ 企業局では水力発電所を14、水道用水の浄水場を5、有しているが、これらの関連施設（送電線、取水口、量水所等）も含め、大半が山間部に設置されている。
- ・ 8月以降、施設内（米沢市： 笹野浄水場）や、上記施設の周辺におけるクマの目撃情報が本日まで5件報告されている。

2 施設の被害状況

- ・ 現在のところ、施設や職員への被害はなし

3 対応状況

- ・ 職員は、発電所や送電線、取水口等の定期点検のため、山間部にある各施設に月2回程度赴く必要がある。
- ・ このため、屋外での業務にあたっては、熊鈴、携帯ラジオ、熊スプレー等の対策物品の携行、複数人での行動を徹底するとともに、山奥の送電線の点検の際には爆竹も使用して、クマとの遭遇を回避している。
- ・ 施設への侵入が認められた笹野浄水場においては、構内を囲うフェンスに隙間があったため補強を施し、熊等の侵入防止対策を強化した。
- ・ また、企業局独自で職員向けのクマ対策研修会を実施し、職員への注意喚起を徹底している。

以上

資料1



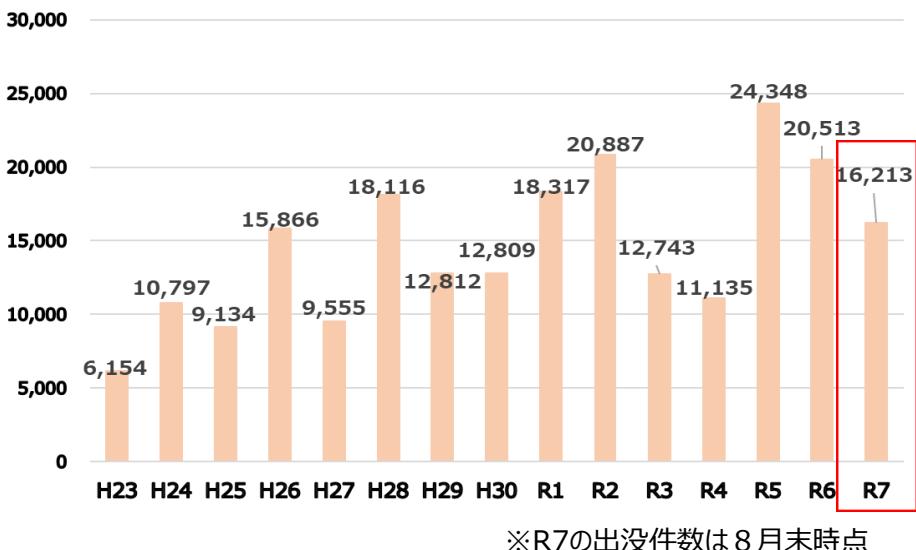
クマ被害対策等について

令和7年10月30日

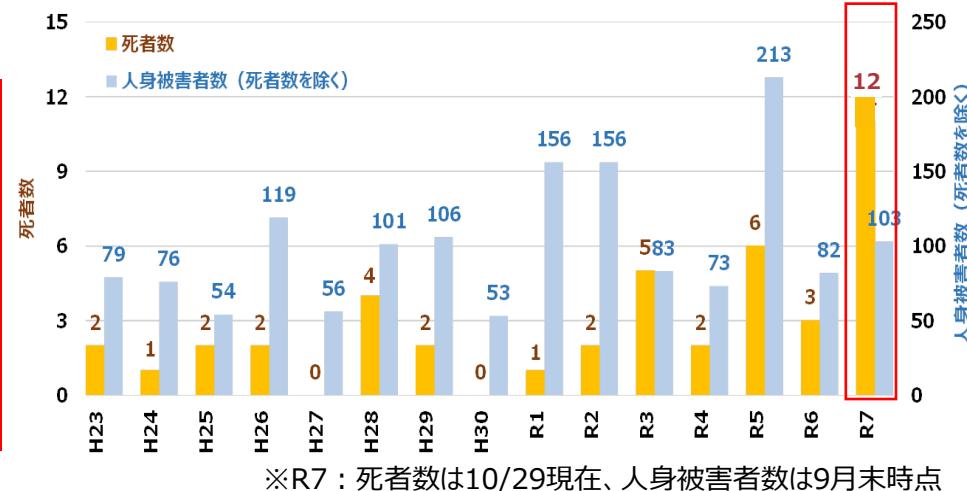
クマの出没や被害の状況について

- クマの分布域が人の生活圏周辺まで拡大。推定個体数も増加傾向。
ヒグマは約1万2千頭、ツキノワグマは約4万2千頭以上と推計。
(推計の中央値。ツキノワグマは県ごとの推計値の合計値)
- 令和7年度は、東北の堅果類（どんぐり）の凶作等により、秋にクマ類が市街地に出没し、現時点で死者数が過去最多（12名）、人身被害者数も過去最多を記録した令和5年度と同水準。

クマの出没件数推移



クマによる人身被害者数推移



令和7年度のクマの出没や被害状況について

○ クマの出没件数、被害者数、死亡者数※1

	出没件数 (4月～8月)	人身被害者数※2 (4月～9月)	死亡者数 (4月～10月)
令和7年度	16,213	108	12
令和6年度	13,774	67	3
令和5年度	10,705	109	6

○ 令和7年度の出没件数、被害者数、死亡者数が多い5都道府県※1

	出没件数 (4月～8月)		人身被害者数※2 (4月～9月)		死亡者数 (4月～10月)
岩手県	3,453	岩手県	22	岩手県	5
秋田県	3,089	秋田県	19	秋田県	3
青森県	1,386	長野県	15	北海道	2
山形県	972	新潟県	9	宮城県	1
新潟県	815	福島県	9	長野県	1

※1 北海道は出没件数の公表は行っていないため、出没件数は北海道以外の都府県の合計。人身被害、死亡者数は全都道府県の合計。

※2 負傷者数と死亡者数の合計。

クマによる被害の防止に向けた環境省の対応



- 環境省、農林水産省、林野庁、警察庁、国土交通省が、**クマ被害対策施策パッケージを策定**（令和6年4月）
- 四国を除く個体群を**指定管理鳥獣***に指定（令和6年4月）。**指定管理鳥獣対策事業交付金**にクマ対策を追加（令和6年8月）※集中的かつ広域的に個体数・分布域の減少を図る必要がある鳥獣（シカ、イノシシ、クマ類）
- 人の日常生活圏における**緊急銃猟**を可能とする**鳥獣保護管理法改正**（令和7年4月成立、9月施行）

【着手済の対応】

- **緊急銃猟実施の支援（事例や教訓の共有）**
- **被害を防ぐための国民への呼びかけと、捕獲強化に向けた大臣談話を発表（10/17）**
- **地方自治体のニーズ聴取・各省対策の隨時共有（10/28より強化）**

【当面の対応】

- **補正予算を活用し、自治体への支援強化：**
 - ▶ 捕獲活動を強化
 - ▶ 捕獲者（ガバメントハンター）の確保・育成の強化
 - ▶ 出没地域における防除、パトロール体制の強化

【中期的な対応】

- **科学的データに基づく個体群の適切な捕獲の強化（管理）**
- **出没地域における防除、パトロール体制のさらなる強化**
- **自治体の専門人材、捕獲者（ガバメントハンターを含む）の確保・育成のさらなる拡大**
- **新技術を活用した出没防止対策の強化**（自治体のドローンやICT技術を活用した鳥獣対策の支援）

- クマ類の指定管理鳥獣への指定に併せて、関係省庁が連携した総合的な施策パッケージの実施により、国民の安全・安心を確保する。
- クマ類の地域個体群を維持しつつ、人とクマ類のすみ分けを図ることで、クマ類による被害を抑制する。

1. 人の生活圏への出没防止

- 人の生活圏周辺での追い払い、放任果樹（柿など）等の誘引物の管理、緩衝帯の整備、電気柵の設置等の支援（環境省、農林水産省、林野庁）
- クマ類の移動ルートとなる河川の生息環境管理の支援（国土交通省）

2. 出没時の緊急対応

- 都道府県・市町村による出没対応マニュアルの作成、出没対応訓練等の支援（環境省）
- ICT等を活用した出没情報の収集・提供等の支援（環境省）
- 住居集合地域や建物内での銃猟等に係る鳥獣保護管理法改正の検討（環境省）
- 都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保（警察庁）
- クマ類の捕獲に対する過度な苦情等に対応するため、科学的情報発信の強化（環境省）

3. クマ類の個体群管理の強化

- クマ類の指定管理鳥獣への指定（四国の個体群を除く）（環境省）
- クマ類の個体数、生息分布、被害状況等の調査・モニタリングの支援（環境省）
- 人の生活圏周辺でのクマ類の個体数管理の支援（環境省）
- 農地周辺でのクマ類の捕獲の支援（農林水産省）

4. 人材育成・確保

- 都道府県・市町村の専門的な人材の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）
- 捕獲技術者の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）

5. クマ類の生息環境の保全・整備

- 鳥獣保護区等の保護区の設置（環境省）
- 針広混交林や広葉樹林への誘導、広葉樹の病害虫被害の防除（林野庁）
- 絶滅のおそれのある四国の個体群の保全（環境省、林野庁）